

事務事業評価の妥当性評価の考え方について（案）

1 妥当性評価を行う事務事業数

12 事務事業

2 事務事業の選定方法

専門部会毎に 6 事務事業を選定する。なお、選定にあたっては、分野毎の選定数が偏らないように配慮する。

3 評価の方法

次の評価項目ごとに妥当性について三段階で評価を行う。

(1) 評価項目

- ① 成果指標
- ② 総合評価
- ③ 委託化等の方向性または協働の可能性
- ④ 事業の方向性

(2) 評価

- ① ○：妥当（問題なし）
- ② △：やや疑問・情報不足等により判断が困難
- ③ ×：妥当性を欠く（問題あり）

4 事業の方向性の再評価

1 の(1)の④の事業の方向性については、総合評価の妥当性と今年度以降の改革・改善案（取組内容）を鑑みて、再評価を行う。（評価が△、×の場合）

- (1) 拡大 事業を拡充して実施する
- (2) 継続 現行どおり事業を実施する。
- (3) 縮小 事業を縮小して実施する。
- (4) 廃止 区民生活に与える効果がない

5 事務事業評価の妥当性評価の流れ

別紙 1 のとおり

6 事務事業評価 評価シート

別紙 2 のとおり

7 平成 23 年度事務事業評価表

別紙 3 のとおり